

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 子ども 満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者が次に掲げる対象となる子どもに係る一部負担金（以下「子ども医療費」という。）を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、子ども医療費の助成の対象としない。</p> <p>(1) 満18歳に達した日の属する年度の末日までの入院に係る一部負担金</p> <p>(2) 満15歳に達した日の属する年度の末日までの通院に係る一部負担金</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 子ども 満15歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者がが対象となる子どもに係る一部負担金（以下「子ども医療費」という。）を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、子ども医療費の助成の対象としない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。